

令和 3 年 第 3 回 定例会

広域飯能斎場組合議会会議録

令和 3 年 8 月 19 日

広域飯能斎場組合議会

令和3年第3回広域飯能斎場組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 号 (8月19日)	
議事日程	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	3
職務のため出席した者	3
議長あいさつ	5
議会運営委員会の報告	5
開会及び開議の宣告	5
議事日程の報告	5
会期の決定	6
会議録署名議員の指名	6
諸報告	6
管理者あいさつ	6
管理者提出議案の報告	7
議案第4号上程	7
提案理由の説明	8
議案に対する採決	8
議案第5号、認定第1号一括上程	8
提案理由の説明	8
議案に対する質疑、討論、採決	10
一般質問	16
管理者あいさつ	35
閉会の宣告	36
署名議員	37
参考資料	
処理結果	39

広域飯能斎場組合告示第6号

令和3年8月19日に、令和3年第3回広域飯能斎場組合議会定例会を飯能市役所に招集する。

令和3年8月10日

広域飯能斎場組合管理者 新 井 重 治

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員 8名

1 番	野	口	和	彦	議員	2 番	内	田	健	次	議員	
3 番	金	子	敏	江	議員	4 番	三	浦	和	也	議員	
5 番	内	藤	光	雄	議員	6 番	大	沢	え	み	子	議員
7 番	佐	藤		真	議員	8 番	齋	藤	忠	芳	議員	

不応招議員 なし

第 3 回 定 例 会

(第 1 号)

令和3年第3回広域飯能斎場組合議会定例会

議事日程第1号

令和3年8月19日（木曜日）午前10時開会

- 1 開会、開議
- 2 会期の決定
- 3 会議録署名議員の指名
- 4 諸報告
- 5 議案第4号上程
提案理由の説明、採決
- 6 議案第5号、認定第1号一括上程
提案理由の説明、質疑、討論、採決
- 7 組合に対する一般質問
- 8 閉会

出席議員 8名

1番	野口和彦	議員	2番	内田健次	議員
3番	金子敏江	議員	4番	三浦和也	議員
5番	内藤光雄	議員	6番	大沢えみ子	議員
7番	佐藤真	議員	8番	齋藤忠芳	議員

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

管理者	新井重治	君	副管理者	小谷野剛	君
副管理者	谷ヶ崎照雄	君	代表監査委員	嶋田昇	君
会計管理者	土屋浩美	君	事務局長	嶋田一幸	君

職務のため出席した者

書記長	安藤幸宏	君	書記	大野裕司	君
-----	------	---	----	------	---

書 記 星 慶 彦 君 書 記 松 岡 竜 一 君

◎議長あいさつ

○議長（内田健次議員） 改めまして、おはようございます。

本日はよろしくお願い申し上げます。

◎議会運営委員会の報告

○議長（内田健次議員） 初めに、本日開会前に議会運営委員会が開催されましたので、協議の結果についてご報告願います。

野口議会運営委員長

○議会運営委員会委員長（野口和彦議員） 令和３年第３回定例会に先立ちまして、開会前に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果についてご報告申し上げます。

まず、本定例会の会期につきましては、本日１日とすることに決定いたしました。

次に、本定例会に提出されます議案は、管理者提出議案３件でございます。

なお、議案第４号については人事案件になりますので、質疑、討論を省略することといたしましたので、ご了承願います。

次に、本定例会における一般質問の通告は４名ございました。組合に対する一般質問は、議案の審査終了後に行うこととなっておりますので、ご了承願います。

次に、令和４年第１回定例会につきましては、令和４年２月４日に開会の予定でありますので、あらかじめご了承願います。

以上で報告を終わりますが、皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（内田健次議員） 以上で議会運営委員長の報告を終わります。

◎開会及び開議の宣告

（午前１０時００分）

○議長（内田健次議員） ただいまから令和３年第３回広域飯能斎場組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（内田健次議員） 本日の議事日程は配付しておきましたから、ご了承願います。

◎会期の決定

○議長（内田健次議員） まず、会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は本日１日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（内田健次議員） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日１日と決定いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（内田健次議員） 次に、会議録署名議員の指名を行います。

３番、金子敏江議員、５番、内藤光雄議員、８番、齋藤忠芳議員、以上３名の方をお願いいたします。

◎諸報告

○議長（内田健次議員） 次に、諸報告をいたします。

まず、監査委員から広域飯能斎場組合一般会計の例月出納検査の結果についての報告がありました。報告書の写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、本定例会に説明者として出席する者の職・氏名を一覧表として配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で諸報告を終わります。

◎管理者あいさつ

○議長（内田健次議員） 管理者からあいさつのため発言を求められておりますので、発言を許可いたします。

新井管理者

○管理者（新井重治君） 議長の許可をいただきましたので、開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、令和３年第３回広域飯能斎場組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご参集を賜り、ここに議会が開会できますことを心から御礼申し上げます。

さて、本定例会にご提案申し上げました案件は、議案第4号、議案第5号及び認定第1号の3件でございます。何とぞ慎重にご審議をいただきまして、原案のとおりご同意、ご議決、ご認定を賜りますようお願いを申し上げ、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。
よろしくお願いいたします。

◎管理者提出議案の報告

○議長（内田健次議員） 次に、管理者から議案の提出がありましたので、ご報告いたします。

議案につきましては、議案送付書の写しとともにお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

広 飯 齋 組 発 第 9 0 号
令 和 3 年 8 月 1 9 日

広域飯能斎場組合議会
議長 内 田 健 次 様

広域飯能斎場組合
管理者 新 井 重 治

議案の提出について

令和3年8月19日開会の、令和3年第3回広域飯能斎場組合議会定例会に、下記議案を提出するため送付いたします。

記

議案第4号 公平委員会委員の選任について

議案第5号 令和3年度広域飯能斎場組合一般会計補正予算（第1号）案

認定第1号 令和2年度広域飯能斎場組合一般会計歳入歳出決算の認定について

◎議案第4号上程

○議長（内田健次議員） まず、議案第4号を議題といたします。

◎提案理由の説明

○議長（内田健次議員） 提案理由の説明を求めます。

新井管理者

○管理者（新井重治君） ただいま上程されました議案の提案理由につきましてご説明申し上げます。

議案第４号 公平委員会委員の選任につきましては、本組合の公平委員会委員を令和３年３月３１日に辞職した萩野頼子氏の後任として、飯能市永田台１丁目２０番地９、川田憲治氏を選任したいので、議会の同意を求めるため、提案するものでございます。

何とぞ慎重にご審議の上、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（内田健次議員） 説明を終わります。

◎議案に対する採決

○議長（内田健次議員） お諮りいたします。

議案第４号は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（内田健次議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第４号は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。
これより採決を行います。

議案第４号は同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（内田健次議員） ご異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

◎議案第５号、認定第１号一括上程

○議長（内田健次議員） 続きまして、議案第５号、認定第１号を一括して議題といたします。

◎提案理由の説明

○議長（内田健次議員） 提案理由の説明を求めます。

新井管理者

○管理者（新井重治君） 議案第5号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

議案第5号 令和3年度広域飯能斎場組合一般会計補正予算（第1号）案につきましては、歳入歳出それぞれ709万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,001万9,000円とするものでございます。

歳入につきましては、3款繰越金は前年度繰越金を増額し、歳出につきましては、2款総務費の22節償還金、利子及び割引料は構成市への還付金を増額するものでございます。

以上で議案についての提案理由の説明を終わりにさせていただきますが、認定第1号 令和2年度広域飯能斎場組合一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、監査委員による決算審査の報告の後、会計管理者からご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（内田健次議員） 次に、認定第1号の説明に入る前に、監査委員の報告を求めます。

嶋田代表監査委員

○代表監査委員（嶋田 昇君） 令和2年度一般会計決算の審査結果についてご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、審査に付されました広域飯能斎場組合一般会計歳入歳出決算につきましては、日高市選出の齋藤監査委員とともに、6月28日に審査を実施いたしました。なお、このたびの審査は広域飯能斎場組合監査基準に準拠し、実施しております。

この審査結果の詳細につきましては、意見書として取りまとめたとおりでございます。

結論のみ申し上げますと、一般会計の決算書とその附属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その内容、数値は、関係諸帳簿及び証書類と符合し、適正なものと認められたところでございます。

以上、簡単ではございますが、審査結果についてのご報告といたします。

○議長（内田健次議員） ありがとうございます。

続いて説明を求めます。

土屋会計管理者

○会計管理者（土屋浩美君） 認定第1号 令和2年度広域飯能斎場組合一般会計歳入歳出決算につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を賜るためご提案申し上げたものでございます。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。歳入の収入済額は1億4,865万1,440円、調定額に対し100%の収納率でございます。

1款分担金及び負担金は、構成市からの維持管理費負担金で前年度比11万6,000円の増、歳入総額に占める割合は73.2%でございます。

2款使用料及び手数料は、火葬場2,956件、葬祭場、通夜室それぞれ208件などの使用料で、前年度比117万5,300円の減、歳入総額に占める割合は20.6%でございます。

3款繰越金は、前年度繰越金で前年度比114万8,018円の増、歳入総額に占める割合は6.1%で

ございます。

4款諸収入は、自動販売機の電気料負担金などでございます。

次に、歳出について申し上げます。歳出の支出済額は1億3,826万945円、執行率は92.7%でございます。

1款議会費の執行率は70.4%で、議員報酬、会議録印刷製本などの経費でございます。

2款総務費の執行率は94.9%で、派遣元への職員給与等負担金、事務事業に係るシステム保守委託料及び使用料、前年度の維持管理費負担金の構成市への還付金などでございます。

3款斎場費の執行率は93.0%で、火葬業務に係る燃料費、火葬炉設備などの施設修繕料、施設の運営及び維持管理に係る委託料のほか、広域飯能斎場のあり方検討に係る技術支援業務委託料などでございます。

4款予備費の充用はございませんでした。

以上で、歳入歳出差引額1,039万495円が実質収支額でございます。

以上、歳入歳出について主なものを申し上げましたが、その他の内容につきましては参考資料をご参照願いたいと存じます。

何とぞ慎重にご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（内田健次議員） 説明を終わります。

◎議案に対する質疑、討論、採決

○議長（内田健次議員） これより議案に対する質疑を行います。

なお、質疑者、答弁者におかれましては、その趣旨、要点を簡明に述べられるようお願い申し上げます。

また、発言時に挙手の上、議長と呼んでいただき、発言は自席で起立して行い、質疑は同一議題について3回を超えることができないこととなっておりますので、ご了承願います。

まず、議案第5号に対する質疑はありませんか。

金子議員

○3番（金子敏江議員） これは、前年度の繰越金ということが補正なのですけども、決算でも聞けるのですけども、ここでお聞きしておきたいと思うのは、この会計が単年度の精算方式を取っているという中で、ここの補正は709万1,000円なわけですけども、全体とすると1,000万円を超えて1,039万円となっています。そういう中で、各構成市への返還金の額を具体的にお聞きしたいと思います。

○議長（内田健次議員） 答弁願います。

嶋田事務局長

○事務局長（嶋田一幸君） ご答弁申し上げます。

今回の決算をもって額が決まるということですので、ただいまの709万1,000円について各市に返還するということになります。

それでは、内訳で申し上げます。飯能市199万3,537円、狭山市366万8,544円、日高市142万9,414円の額を予定しております。

以上でございます。

○議長（内田健次議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（内田健次議員） 質疑なしと認めます。

次に、認定第1号に対する質疑はありませんか。

佐藤議員

○7番（佐藤 真議員） 認定第1号に対して質疑をさせていただきます。

2つありますが、まず1点目、火葬件数増加の原因です。令和2年度決算審査意見の中で、組合内の火葬件数は増加したとの指摘があります。その理由についてお尋ねいたします。

2つ目ですが、組合外火葬件数の減少の原因です。同じく令和2年度決算審査意見の中で、組合外火葬件数が減少したことが使用料収入の減少の理由の一つとして挙げられていますけれども、この理由についてお尋ねいたします。

○議長（内田健次議員） 答弁願います。

嶋田事務局長

○事務局長（嶋田一幸君） ご答弁申し上げます。

まず、1点目の火葬件数増加の理由についてでございます。令和元年度の火葬件数と比較しますと31件増えている状況であります。一般的に組合構成市の市民の死亡者数により、火葬件数が増減するということが考えられると思います。また、昨年度は新型コロナウイルス感染症により亡くなった方の火葬を特別枠で受け入れておりますので、そのことが増加の理由の一つに挙げられるのではないかと考えております。

2点目の組合外火葬件数の減少理由についてでございますが、議員ご指摘のとおり組合外火葬件数は減少傾向でございます。明確な理由についてお答えすることは難しいですが、一般的に亡くなった方の住所地等にある火葬場に予約されるものと思います。しかしながら、希望火葬日時の予定が取れないとか、あとご遺族のいろいろな事情で住所地にある火葬場を予約することができない場合は、他の火葬場を利用することになると思われます。ご遺族にとっては、状況に応じて火葬場を決め予約されるものと思いますので、今後も組合外の方から当斎場に利用の問合せがありましたら、

使用料について説明し対応してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（内田健次議員） 他に質疑はございませんか。

金子議員

○3番（金子敏江議員） それでは、認定第1号の中で何点かお伺いしたいと思います。

まず、今の質疑の中にもありましたけれども、令和2年度、大変新型コロナウイルス感染症の影響が出ているわけです。そういう中で、監査委員さんの意見書の中にもその様子が少し書かれておりますけれども、事務局としてその状況をもう少し詳しく説明を、報告をいただけたらと思います。

それから、使用料の関係でただいま質疑ありましたけれども、私お伺いしたいのは、組合外の153件の方の場合、例えば住所地、飯能の場合は組合内の利用料金で利用できるのは、あくまで亡くなった方がその組合の中に住所があるという方に限定されています。そうではない場合というのが、この153件の中でどの程度、把握されておりましたらお伺いしたいと思うのです。

そして、委託料でお伺いします。前年度対比で111.7%と大変な伸びになっているのですが、この年はかなりの業務を委託化されております。そういう中で、それぞれの業務の状況、委託をした事業ですが、その事業の運用がどうであったのか、概略的にでもお伺いしたいと思いますし、特に窓口の受付業務の委託の関係では、非常勤職員の方がいたわけですが、あそこの業務をそっくり委託をするという中で、従来の方々の継続雇用というか、要望というものがきちんと生かされたのかどうか、その辺りをお伺いしておきたいと思います。

それから、不用額の関係なのですが、これは不用額という中では非常に経費の節減に努めたということもあるわけです。特に施設修繕費の節減などで非常に不用額、額とすると大きい額が出ているわけですが、その施設修繕費などの修繕の見直しというようなことが書かれておりますので、その内容をお伺いします。

それから、ちょっと細かいのですが、やはり不用額で総務管理事務の関係ですが、契約更新を行わず経費節減ができたということなので、この契約更新をしないで済んだというような内容をお聞きしたいと思います。

○議長（内田健次議員） 答弁願います。

嶋田事務局長

○事務局長（嶋田一幸君） ご答弁申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症で亡くなられた方の受入れ状況ということでございますが、件数としましては令和2年度38件の火葬を受け入れたという状況でございます。

それから、組合外の方の件数ということで、これはまだ詳しくは、地域がどの辺とか、そういったところまでは承知はしていない状況ですので、その点はまた今後調べていくことはできると思います。

それから、委託化につきましてでございますが、まず議員おただしのとおり窓口業務の関係でございます。こちらが大きな、まず委託化をしたことで委託料が増えているという要因の一つでございます。それからもう一つは、夜間の施設利用について、これは通夜などが行われた場合に、その間、管理業務を委託するという事業を昨年度始めましたので、その分の委託料が増えているというところでございます。

それから、雇用の関係でございます。一般職非常勤職員から窓口業務は民間委託にしましたが、現状はスムーズに業務を行っていただいているというところでございますので、特にそういったところで問題はなく、我々は業者に委託しておりますので、業者から職員、社員を派遣してもらっているということで、現状としては業務内容としては問題ないというふうに考えております。

それから、修繕の概要でございますが、こちらは確かに修繕については経費がかかりますが、1回の修繕に例えば別の予定している修繕を前倒しして行ったりとか、そういった経費と一緒にできるように、経費をかけずにそういったところを工夫して修繕業務を行っているというところがあります。

それから、見直しによって更新しなかったという関係でございますが、こちらは印刷機をリースしていたのですが、その契約を更新しなかったという見直しでございます。

以上でございます。

○議長（内田健次議員） 答弁は以上です。

金子議員

○3番（金子敏江議員） 答弁ありがとうございます。

それで、2点お伺いしたいのですけれども、使用料の関係の地区外のところですけども、今ちょっと分からないし、これからは注意を払っていきたいということだったのですけれども、これ要するに亡くなった方が組合内に住所があるということで限定しているわけなのですけれども、例えば他市では喪主の方が組合内に住所地があれば、亡くなった方が住所地であるということと併せて、喪主の方が住所地がある場合は安い料金で適用します。組合内の料金で適用しますということがあられるのですけれども、例えばこの153件の中で、そういうふうに喪主の方が住所地があるのだけでも、飯能の規定だと火葬なら5,000円でできるところが6万円になってしまうわけです。そういう例がどれくらいあるのかなというのは分かりますでしょうか、それが1点。

それから、先ほどの委託の関係で、窓口の業務の雇用の関係ですけども、これまで働いた方の継続雇用という点で、その方々の要望はきちんと生かされた委託という形になっているのかどうかということでお伺いします。

○議長（内田健次議員） 答弁願います。

嶋田事務局長

○事務局長（嶋田一幸君） ご答弁申し上げます。

組合外の方の利用の際の申請者が組合外にどのぐらいいられるかという数といいますが、その辺ですが、今手元にはそういった情報はありませんので、今後それも先ほどの答弁と併せて、どのぐらい組合市の方の申請者、あるいは喪主さんがおられるかというのは、今後調査しようというふうに考えたいと思います。

それからもう一点ですが、契約更新の関係でございます。形としては、前まで一般職非常勤職員として任用していた方が業務委託後も継続して勤務しているという現状でございます。

以上でございます。

○議長（内田健次議員） 他に質疑はありませんか。

大沢議員

○6番（大沢えみ子議員） 何点かお伺いいたします。

まず、事項別明細書4ページにあります弁償金の関係です。火葬業務の窓口業務委託弁償金ということで、前年度にはない項目でしたので、この内容について教えてください。

もう一点は、8ページの委託料の関係、今金子議員がご指摘ありましたように、窓口業務が大きく委託をされているということでございます。今の答弁の中で、継続雇用という形で、これまでやられていた方にやっていただいているというお話があったのですが、窓口業務を、いわゆる委託にしたことによるメリットといいますが、利点ということをどのように捉えておられますでしょうか、お願いいたします。金額だけ見ますと、業務委託のほうが割高になっているのではないかなということも見受けられまして、メリットとしてはどんなことがあるのかというところをちょっとお聞きしたいというふうに思っております。

また、同じく8ページの修繕料、ここについても金子議員がご指摘いただいて、前倒しなどについて頑張って経費節減に努めたということなのではございますけれども、そもそもこの当該年度の修繕の内容というのがどういうものであったかということをご説明いただきたいと思います。老朽化しているので、なかなかそういった修繕のことについても大変かというふうには思うのですが、当該年度は緊急修繕みたいなものがあったのか、なかったのか、それについても教えてください。

最後、斎場費のほうの斎場の利用状況についてお伺いしたいと思います。霊柩車の使用なのですが、狹山市分が例年に比べてかなり利用件数が多いというふうに認識しているのですが、この理由について分かる点がありましたらご説明をいただきたいというふうに思います。お願いします。

○議長（内田健次議員） 答弁願います。

嶋田事務局長

○事務局長（嶋田一幸君） ご答弁申し上げます。

まず1点目、弁償金の関係でございますが、この件につきましては昨年度、当斎場の開場時間中の受付業務中に、火葬場使用料等のうち5,000円の不足が生じるという事案が発生しました。窓口

業務は業者に委託していることから、業者に事案発生について報告した結果、委託業者から5,000円を補填したいとの申出がありましたので、歳入の諸収入、雑入において受入対応したものでございます。

次に、委託の関係、窓口業務を委託したことによるメリット等でございます。まず1つと考えられますのは、やはり人事管理という面で、我々職員がその日その日の職員のシフト表等を作らなくても済むということで、その分本来の斎場運営業務のほうに向けられるといったところが一つメリットがあります。

それから、やはり何かのこういう新型ウイルス関係で休む、まだ例はないのですけれども、そういう急に病気等で休まれる場合、やはりそういった面も委託することによって、派遣の方が対応が可能になるのではないかなと思います。

以上、その2点が今のところ感じているところでございます。

それから、緊急修繕につきましては、こちらは主要な施策の成果説明書の7ページに記載しておりますが、主に火葬炉の再燃室やガスチャンバー等の修繕が主な部分でございます。その他の緊急的な修繕もありますが、例えばキュービクルとコンデンサの交換、修繕とか、それから施設で見ますと待合室のドアの修繕とか野外照明灯の修繕等として行ったものでございます。

それから、霊柩車のご関係でございます。狭山市民の方が多く利用されるという状況でございますが、これについてはその理由は、やはりご葬家様が頼まれる葬祭業者さんが、例えば狭山市の業者であれば、そちらの葬祭場とか狭山市のご自宅のほうに迎えに行くということがありますので、特別狭山市民の方が多くなったという明確な理由は、申し訳ないのですが、お答えできないという状況でございます。

答弁は以上でございます。

○議長（内田健次議員） 答弁は以上です。

大沢議員

○6番（大沢えみ子議員） ご答弁ありがとうございました。

霊柩車の件なのですが、すみません、私のほうの記録だと、昨年、一昨年と狭山市では17件、16件というような形が使用というふうにちょっと認識していたもので、それが43件になっているということで、例えばコロナの影響などを含めて、狭山市の場合は斎場、葬祭自体は狭山市の斎場ホールなどを使って、こちらで焼いていただくというケースが多分一般的というか、多いと思うのですが、そういった葬儀をやらずに、霊柩車だけで運んで火葬場にお焼きいただくという形がコロナの影響で増えたのかなという認識だったのですが、そういった情報とか認識ということではなく、こういうふうに今年は件数がたまたま増えたという認識なのでしょうか。

○議長（内田健次議員） 答弁願います。

嶋田事務局長

○事務局長（嶋田一幸君） ご答弁申し上げます。

ただいま大沢議員が述べられたとおり、そういった特にコロナ等というのではなくて、増えているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（内田健次議員） 答弁は以上です。

他に質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（内田健次議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終わります。

これより討論に入ります。

発言通告による討論はありません。

他に討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（内田健次議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

これより、順次採決を行います。

まず、議案第5号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（内田健次議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、認定第1号について採決いたします。

本件は認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（内田健次議員） ご異議なしと認めます。

よって、本件は認定することに決定いたしました。

◎一般質問

（大沢えみ子議員）

質 問 事 項	質 問 要 旨
1 広域飯能斎場施設のあり方について	(1) 調査委託報告書の内容について ①「大規模改修」の課題として「周辺火葬場への依頼が必要」

	とあるが、具体的検討は ②「新築移転」の課題として「用地選定」「費用」があるが、見通しは ③現在と同等の土地の場合の金額は ④「現地建替え」の課題として「火葬の受け入れに影響」とあるが、どの程度を予測しているか (2) 今後の検討について ①「より広い組織」の設置状況は ②ソフト面（補助金方式）への認識は ③いつまでに結論を出す予定か ④アンケートの実施についての考えは ⑤基金の設置についての考えは
--	---

○議長（内田健次議員） 次に、広域飯能斎場組合に対する一般質問を行います。

発言は通告順に許します。発言に入る前に一言申し上げます。質問者におかれましては、その内容を端的に述べられ、またこれに対する答弁も要点を簡明に述べられるようお願いいたします。

感染症防止対策の観点からも、時間の短縮に皆さんご協力をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、発言を許します。

6 番、大沢えみ子議員

○6 番（大沢えみ子議員） 6 番、狭山市の大沢でございます。議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

まず冒頭、新井市長におかれましては、管理者へのご就任おめでとうございます。大変な課題がある中ではございますけれども、新しい管理者の下でもありますので、改めまして広域飯能斎場のあり方について検討報告をいただいておりますので、その内容につきまして幾つか確認をさせていただきたいと思います。

まず、調査委託報告書の内容についてお伺いいたします。2021年3月付で、広域飯能斎場のあり方検討に係る支援業務委託の報告書が提出されました。この中では、2019年に実施された調査委託報告書に示された3つの整備手法について、検討資料の作成が行われております。1つが大規模改修について、2つ目が新築移転について、3つ現地建て替えについて、この3手法それぞれにメリット、それからデメリットがありまして、結論としてはこれらの検討状況を踏まえ、さらに検討を詰めていく必要があるというふうに記載されております。ただ、いずれかの時点では、何らかの手法を選択しなければならないということでございますので、これに基づいて幾つ確認をさせていただきます。

まず1番目、大規模改修についてですけれども、このメリット、デメリットの中で、一つ工事中の課題として、1年程度は周辺火葬場への火葬依頼が必要とございます。これは、いわゆる炉を使いながらということですが、大規模改修では一旦一部の炉を止めなければいけないという中で、他市への受入れをお願いせざるを得ないという工法であります。これは現実的に可能なものなのでしょうか。具体的な検討がされているのでしょうか、お願いいたします。

○議長（内田健次議員） 答弁願います。

嶋田事務局長

○事務局長（嶋田一幸君） ご答弁申し上げます。

令和2年度に作成しました広域飯能斎場のあり方検討に係る支援業務委託報告書によりますと、議員おただしのとおり既存施設の大規模改修の課題として、改修工事の工程によっては周辺火葬場への依頼が必要とされております。工事期間中は休業することも考えられ、使用できる火葬炉が減少することから、対応策として他の火葬場に受入れを依頼することが考えられますが、周辺の斎場では、現状は受入れには余裕があるものの、死亡者数がピークになる時期には稼働率が高くなるものと思います。周囲の火葬場は施設整備が既に終わっているところもあることから、受入れの余裕がないものと推測されますので、現実的には火葬依頼は困難であるのではないかと考えられます。

答弁は以上です。

○議長（内田健次議員） 答弁は以上です。

大沢議員

○6番（大沢えみ子議員） ありがとうございます。報告書でも、やっぱり外部の受入れの余裕がない火葬場もあるということで、現時点で判断がなかなか難しいという記載がございました。ご答弁どおり、なかなかちょっとこの課題については難しいのではないかと私も考えております。

次に、新築移転の整備に関する課題、ここには用地選定に時間を要すると、また費用の負担が現地建て替えよりかなり大きくなる可能性というのが挙げられております。一から探すとなると、本当に相当な時間や費用を要するというふうに思うのですが、参考までに現時点で狹山市や日高市なども含めて、組合内にこうしたものの利用可能と思われるような公有地、あるいは隣地も含めた購入見込みがあるような土地、いわゆるぱっと活用ができるというような方向性が、見通しなどがあるのでしょうか、お願いします。

○議長（内田健次議員） 答弁願います。

嶋田事務局長

○事務局長（嶋田一幸君） ご答弁申し上げます。

報告書では、ハード面からの整備手法として3つの手法が示されております。その一つの案として移転新築がありますが、現在のところ整備手法について決まっておりませんので、用地選定とその費用についての見通しを立てる段階ではないと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じ

ます。

答弁は以上でございます。

○議長（内田健次議員） 答弁は以上です。

大沢議員

○6番（大沢えみ子議員） それでは、参考までに民間の土地を新たに購入する場合は、周辺の住民の理解に相応な時間が当然必要になってきますし、また購入費用も相当な額になるかというふうに思います。こちら参考までですけれども、例えば現在の斎場があるような場所の土地を購入、そもそも同じぐらいの面積は必要だというふうに考えますので、こちらの土地の面積に係る価格としてはどれぐらいのものになるのでしょうか。いわゆる購入するとすると、これぐらいの金額は必要ではないかという参考値としてお示しいただければと思います。お願いします。

○議長（内田健次議員） 答弁願います。

嶋田事務局長

○事務局長（嶋田一幸君） ご答弁申し上げます。

現在と同等の土地の場合の金額はとのおたかしではございますが、先ほど用地選定等につきましてご答弁申し上げましたとおり、用地の選定等の見通しは立てていないということから、現時点での同等の土地の金額をお示しすることは難しい状況でございますので、ご理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（内田健次議員） 答弁は以上です。

大沢議員

○6番（大沢えみ子議員） 分かりました。ただ、やっぱり新築移転に関しましては、こちらの報告書でもあるように完成年度の設定が不確定、これから一から探す、あるいは購入となると相当な費用と時間がかかるということで考えると、なかなか現実的に後ろといたしますか、ピーク時が迫っているという中では、厳しいかなというふうに感じております。

そして最後、現地建て替えというような手法でございますけれども、これが報告書の中でも一番現実味があるのかなという書き方がされているかというふうに認識しているのですが、ここの課題でも、いわゆる火葬の受入れに影響が出てくるという記載がございます。葬祭場については民間事業者さんもおありですので、ある程度許容していただけるかなと思うのですが、火葬はやっぱり止めるわけにはいかないもので、ここについての手法もある程度影響ということですが、具体的にどの程度の影響があるというふうに予測しておられますか、お願いします。

○議長（内田健次議員） 答弁願います。

嶋田事務局長

○事務局長（嶋田一幸君） ご答弁申し上げます。

工事期間中は、工事に伴う騒音、振動などの発生が想定されます。会葬者がいる時間帯は、大きな騒音や振動が発生する工事を行わないなどの調整が必要になると思われます。また、会葬者が使用する車の台数の制限や、マイクロバスの駐車場の場所を別の場所に確保するなど、利用者に対して事前に説明し、ご理解いただく必要があると思われます。以上のような影響が考えられます。

答弁は以上でございます。

○議長（内田健次議員） 大沢議員

○6番（大沢えみ子議員） そうしますと、いわゆるご理解をいただければ、火葬自体は大きく止めたり、他市に移動しなくて済むというような理解でよろしいのでしょうか。火葬そのものに影響があるとなると、やっぱりなかなか工事の手法としては選択しにくくて、どうしてもお金と時間がかかっても新築移転ということも検討せざるを得ないのかなと思っているのですけれども、ある程度のご理解をいただけるようなのであれば、会議録の協議結果にもあるように、この現地建て替えの手法の一つは現実味を帯びてくるのかなというふうに考えております。

次に、今後の検討について、これまでのご答弁を踏まえまして幾つかお伺いいたします。報告書と併せて、広域飯能斎場施設整備のあり方検討会議録というのを頂いております。今年3月11日の会議録が最終となっております。協議結果として会議録記録では、来年以降に立ち上げる予定である関係各所の部長級や企画財政部局を交えた、より広い組織にて検討を深めていくことにしたというふうな記載がございます。まず、このより広い組織について、具体的な設置状況はどのようになっていますか。お願いします。

○議長（内田健次議員） 答弁願います。

嶋田事務局長

○事務局長（嶋田一幸君） ご答弁申し上げます。

より広い組織につきましては、広域飯能斎場施設整備のあり方検討会におきまして、今後検討を進めていく中で設置が必要ではないかという意見として出されたものでございます。現在のところ、構成市とあり方検討会議の結果を見直しております。より広い組織の設置には現在至っておりません。

答弁は以上です。

○議長（内田健次議員） 大沢議員

○6番（大沢えみ子議員） ありがとうございます。先ほど全員協議会でもご報告がありましたけれども、このあり方検討会というのは一旦ここで終了するというので、今後さらに検討はするのだけれども、この会議自体は一旦ここで終了するという報告がありました。このままですと、その先に進んでいきませんので、しかも議事録読みますと、やっぱり財政も含めた検討がどうしても必要になってくるということですので、早期の設置、あるいは協議をお願いしたいと要望しておきます。

次に、今後の検討の方向性として1点確認をしておきたいと思います。今回の報告書では、いわゆるソフト面での対応は課題が多いとして、ハード面である、いわゆる3つの整備手法について検討が行われてきたわけなのですけれども、これまでソフト面、いわゆる補助金方式なども含めて、ゼロから検討するということが方向性として挙げられておりました。今回の検討協議の報告書をもって、ソフト面について、いわゆる補助金方式みたいな形については、選択肢から外れたというふうな認識でよろしいのでしょうか。お願いします。

○議長（内田健次議員） 答弁願います。

嶋田事務局長

○事務局長（嶋田一幸君） ご答弁申し上げます。

ソフト面、補助金方式への認識につきましては、報告書によるソフト面での対応として提案されているものでございます。現在のところ、ソフト面での対応案の一つとして捉えており、施設整備の検討を今後進める中で、補助金方式について検討されるものと考えておりますが、あり方検討会議の中では現実的ではないとの意見が出ておりました。

答弁は以上でございます。

○議長（内田健次議員） 大沢議員

○6番（大沢えみ子議員） ありがとうございます。先ほど大規模改修のときに、周辺の自治体への依頼がなかなか困難であるというご答弁もいただいておりますので、そういったところを踏まえますと、ソフト面、補助金方式というのはなかなか難しいというふうに考えております。一定のところで方向性をやっぱり出して、具体的な検討にも入っていただきたいというふうに思います。

といいますのは、3番にありますけれども、いわゆるこのあり方については、2026年以降の火葬需要に対応できなくなる懸念というところから検討が始まっております。報告書がまとめられたわけなのですけれども、ここで提案されているハード方式のいずれの方法にしても、最低5年から7年はかかると、こういうことが言われております。いつまでに、この具体的な検討、方向性を出すご予定でしょうか、お願いします。

○議長（内田健次議員） 答弁願います。

嶋田事務局長

○事務局長（嶋田一幸君） ご答弁申し上げます。

施設整備につきましては、これまでの検討状況を踏まえ、様々な観点からさらに検討を進めていく必要があると考えております。現時点では断言できませんが、構成市の共通認識の下、今後の予定については検討を行ってまいりたいと考えております。

答弁は以上でございます。

○議長（内田健次議員） 答弁は以上です。

大沢議員

○6番（大沢えみ子議員） ありがとうございます。ただ、先ほど言ったようなより広い組織の設置もまだされていないということでもありますし、2026年ということを考えますと、今もう2021年です。ので、本当に今年始めてももう間に合わないというような現状でございますので、少なくとも今年度中には、ハード方式で行くのか、ソフト方式で行くのか、あるいはハード方式のうちこの方式を具体的に検討しようというところぐらいまでは、やはり結論を出していただかないと進まないというふうに思いますので、これは早急に方向性を出していただきますように要望をさせていただきます。

それに当たりまして、議事録ではニーズ調査の必要性ということが議論されていたかというふうに認識しております。これまでの前提条件としては、火葬ニーズの増大を鑑みて、火葬炉を8炉にしてというような検討だったと思いますけれども、友引等で受け入れるですとか、あと早朝とか夕方のそういう回転を上げるというようなことも含めて、火葬件数を増やせば8基ではなく6基の検討でもいいのではないかというような提案もあったかというふうに伺っております。ただ、使用形態や前提条件を変えるということは、住民の意向を確認してからでないと、相当に難しいというふうに考えております。実際やったはいいけれども、利用がないとか、そういう形になってしまえば前提条件から崩れてしまいますので、こうしたこと、それから先ほど霊柩車の件ちょっと質疑をさせていただきましたけれども、今後の火葬需要、コロナも踏まえて、あるいは家族葬や小さな葬儀が増えてくるといような報告もこの間ある中で、今後の火葬需要などについて把握するためにも、構成市民向けのアンケートを実施する必要があるのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（内田健次議員） 答弁願います。

嶋田事務局長

○事務局長（嶋田一幸君） ご答弁申し上げます。

アンケートの実施につきましては、施設整備の方向性を決定したというところで必要になると思われるので、今後検討することになると考えております。

答弁は以上でございます。

○議長（内田健次議員） 大沢議員

○6番（大沢えみ子議員） ありがとうございます。先ほど来ご指摘をさせていただいておりますように、そもそも2026年以降の火葬需要に対応できないということ言えば、やっぱり早めの検討が必要で、この8基にするか6基にするか、あるいはその他の需要をどう考えるかということについても、早急な検討材料をまず持たないと、方向性が決められないということにもなります。手法が決まってからアンケートではなく、その手法も含めまして、やはり今の状況で一旦アンケートを取っていただいて、需要や方向性をつかむということが必要ではないかと思っておりますので、必要があれば新年度の予算に盛り込んでいただいて、アンケート調査なども実施していただくように、これも

要望しておきます。

最後に、いずれにしても相当の予算が必要になってくるということについては間違いがないかと思ひます。今回の報告書の中でも9億円から26億円、そして土地の購入ということを考えればさらに増える可能性というのがある中で、やはり大々的な見通しも必要だと思ひます。やっぱり早期に基金等を設置して、今から積立てを行っていくということも考える必要があるのではないかと思ひますが、基金設置についてのお考えはいかがでしょう。

○議長（内田健次議員） 答弁願ひます。

嶋田事務局長

○事務局長（嶋田一幸君） ご答弁申し上げます。

基金の設置につきましては、施設整備の検討を進める中で施設整備資金の確保について検討が必要になると思ひますので、今後構成市と協議し、検討してまいりたいと考えております。

答弁は以上です。

○議長（内田健次議員） 答弁は以上です。

大沢議員

○6番（大沢えみ子議員） ありがとうございます。先ほど認定された決算の中でも、700万程度ということになってしまうかもしれませんが、それでも5年たてば3,000万以上ということになることを考えれば、今からそういった余剰金を積み立てておくとか、そういったことも含めまして、ぜひ早急な検討をいただきたいと思ひます。

この報告書や、あるいは議論の中では、感染症の対策ですとかカーボンニュートラルの観点で、新たな手法、水素バーナーというようなご指摘もありましたけれども、そういったようなことなんかも触れられておりました。この点については大変重要ですし、ありがたいというふうに思っておりますので、この点につきましてはどのような方法になりました、ぜひご検討いただきたいと思ひますし、水素に関しては二次エネルギーなので、それを取り出すときに、ちょっといろいろなCO₂も含めて出てくるという観点から、すぐに実用化というのがなかなか難しいというようなご指摘もあるのですけれども、新たなものを使っていくということを考えれば、国のほうでもそれに対応するような補助金が出てくる可能性もございますので、ぜひアンテナ高くしていただいて、整備のときにもし使えるものがあれば、補助金なども使っていただくということを含めて、新たな脱炭素社会に向けた対応と、それから感染症も含めた対応をぜひ検討していただきますことを要望いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（内田健次議員） 以上で大沢議員の一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。

〔休憩 午前10時53分〕

〔再開 午前11時05分〕

○議長（内田健次議員） それでは、再開いたします。

（佐藤 真議員）

質 問 事 項	質 問 要 旨
1 新型コロナウイルス感染症に伴う対応について	(1) 通常時における課題について ①利用者の動線確保のための方策は (2) 新型コロナウイルス感染症による死亡者への火葬対応について ①現在の受け入れ枠での対応に課題はあるか ②利用者の心情にどのような形で配慮がなされているか

○議長（内田健次議員） 次に、7番、佐藤真議員

○7番（佐藤 真議員） 7番、佐藤真です。議長の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問を行わせていただきたいと思います。

まず（1）、通常時の利用における課題についてであります。昨今の新型コロナウイルス感染症の感染爆発のような状態、パンデミックとも言われますけれども、そういう状態の中、当斎場組合職員の皆様や現場に携わる皆様のご尽力に、心から感謝をまず申し上げたいと思います。

当組合での業務に関しては、今年1月に作成されて何度か改訂されている「国の緊急事態宣言の発効に伴う当組合における新型コロナウイルス感染防止対策等の方針及び対応について」が基本になったことは私も存じております。数回にわたる改訂などを見ると、感染症の拡大に機敏に対応していることが分かり、ありがたいなと感じております。そうした中で、利用者、そして職員の方が安心して当斎場を利用できることが今求められていると考えております。

そこで質問いたします。①、利用者の動線の確保のための方策についてお尋ねいたします。令和2年第2回定例会において、コロナ禍の中で運営を行っていく中で課題は何かという質問がありましたけれども、答弁の中でご遺族などの方の移動の際の動線確保が課題だという答弁がありました。現在でもより一層の3密の回避が求められていることはご承知のとおりだと思いますけれども、動線の確保を行うための方策として、今どのようなことがなされてきたか、またこれから予定されているのか、お尋ねをまずしたいと思います。

○議長（内田健次議員） 答弁願います。

嶋田事務局長

○事務局長（嶋田一幸君） ご答弁申し上げます。

緊急事態宣言の発効に伴い、当組合における新型コロナウイルス感染防止対策等の方針を定めて対応しているところでございますが、その中で施設利用に関しての要請及び制限として、待合室及

び通夜室における利用者の人数制限を現在させていただいております。ソーシャルディスタンスの確保及び3密とならないよう、利用者をお願いしているところでございます。ご遺族と別のご遺族が施設内で交わらないように動線を確保することは、感染防止対策には有効であると考えます。

現状は、火葬棟から待合棟への移動、待合棟内での移動、待合棟から火葬棟への移動というケースが多い状況です。動線を確保するための方策として施設の改善を行うことは、現施設の状況から困難でありますので、引き続き利用者に対しましては、施設内ではソーシャルディスタンスの確保、3密の回避にご協力いただくようお願いしてまいりたいと考えております。

答弁は以上でございます。

○議長（内田健次議員） 答弁は以上です。

佐藤議員

○7番（佐藤 真議員） ありがとうございます。動線の確保、本当に大事なところかなと思います。様々な制約があるかと思えますけれども、工夫して生かしていただければと思います。

続いて（2）、新型コロナウイルス感染症による死亡者への火葬対応についてお尋ねしたいと思います。まず①、現在での受入れ枠での対応の課題です。周知のとおり、現在も非常な勢いで感染拡大が続いています。亡くなる方も当然増えてくるかと思われます。令和2年第2回定例会で、新型コロナウイルス感染症で亡くなった方の火葬を1件受け入れたとの答弁がありましたけれども、当組合の感染防止対策等の方針及び対応については、新型コロナウイルス感染による死亡者への火葬対応として、通常の予約枠とは別に1日2件、これが設定されて、感染防止やプライバシーへの配慮から、ほかの全ての利用者が施設の敷地から退室した後に受け入れると、このように定められています。こうした配慮はとても大事であり、様々な配慮がされているなど感じた次第です。

さて、先ほども言いましたけれども、昨年度に比べて感染は非常な勢いで拡大していますが、この1日2件の受入れ枠で対応が大丈夫なのか、課題はあるのかと、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（内田健次議員） 答弁願います。

嶋田事務局長

○事務局長（嶋田一幸君） ご答弁申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症による死亡者の火葬につきましては、1日2件受け入れる体制を取っております。施設利用者への感染防止と同ウイルス感染症により亡くなった方のご遺族等のプライバシーへの配慮の観点から、火葬の受入れ時間は通常の火葬の終了後としております。これまでの火葬の受入れ状況から、1日1件及び2件の受入れ、いずれの場合も問題なく対応しております。今後の同ウイルス感染症の感染状況や同ウイルス感染症による死亡者数を注視し、対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内田健次議員） 答弁は以上です。

佐藤議員

○7番（佐藤 真議員） ありがとうございます。

では、続いて②、利用者の心情にどのような形で配慮がなされているのかについてお尋ねいたします。通常の葬儀でも、亡くなられた方のご遺族の方は、大切な方を失った悲しみやつらさを感じることは、これは言うまでもありません。加えて、新型コロナウイルス感染で亡くなられた方のご遺族の方は、その最期の場면을通常の形で迎えることができないという非常なつらさ、悲しみを抱えるかと推察されます。不幸にして新型コロナウイルス感染で亡くなった方の遺族に対しては、斎場組合、そして葬儀に関わる業種などが一体となった特段の配慮が必要だと私は考えております。

令和2年4月に厚生労働省、そして経済産業省が、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドラインを作成しています。その中で遺体においては接触感染に注意すること、具体的には感染管理の観点から非透過性納体袋を使用することが推奨されていますけれども、遺族の方の心情や遺体識別の観点からは、少なくともお顔の部分が透明な非透過性納体袋の使用を推奨しています。できれば全体が黒とかではなくて、透明なものがより望ましいというような記述もありますけれども、こうしたことも含めて、当斎場組合として新型コロナウイルス感染で亡くなった方のご遺族に対してどのような配慮がされているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（内田健次議員） 答弁願います。

嶋田事務局長

○事務局長（嶋田一幸君） ご答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染症により亡くなった方のご遺体の火葬に関する利用者の心情への配慮につきましては、まずはプライバシーの保護に配慮して受け入れております。また、利用者の来場人数につきましては、関係者へのウイルス感染防止の観点から極力最小限でお願いしております。

また、火葬後の収骨対応では、原則収骨は火葬業務委託職員により収骨することとしておりますが、ご遺族がご要望があった場合は最小限の人数で立会いいただいております。火葬の予約を受ける際は、当斎場の対応について葬祭業者等に説明し、ご遺族のご理解をいただいて火葬を受け入れている状況でございます。

答弁は以上でございます。

○議長（内田健次議員） 答弁は以上です。

佐藤議員

○7番（佐藤 真議員） ありがとうございました。これからも、早く終息することをもちろん望んでいるわけですが、今の各国の情勢を見ますと、火葬される方が増えてくるかと思われます。より一層のご配慮をいただくような対応を望みまして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

思います。ありがとうございました。

○議長（内田健次議員） 以上で佐藤議員の一般質問を終わります。

（野口和彦議員）

質 問 事 項	質 問 要 旨
1 広域飯能斎場施設のあり方について	(1) 施設の建替えについて (2) 運営について (3) 駐車場の増設について

○議長（内田健次議員） 次に、1番、野口和彦議員

○1番（野口和彦議員） それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告順に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、広域飯能斎場のあり方について、(1)、施設の建替えについてからお伺いいたします。昭和56年に開設されました広域飯能斎場は約40年経過しており、経年劣化や社会情勢の変化の中で、葬儀の形が多様化しているなどの状況下であり、令和元年度より予算と時間をかけ広域飯能斎場のあり方の検討に係る調査委託が実施され、令和3年3月には広域飯能斎場のあり方検討に係る支援業務委託報告書が完成しております。

概要としましては、国立社会保障・人口問題研究所のデータを基に、死亡者数の推計を行った結果、構成3市の死亡者数のピークは2036年から2040年となり、死亡者数は年間4,230人と推定され、現在の年間死亡者数の約3,000人から1.4倍に増加する予想となりました。また、多死時代に入っていることもあり、現状の施設設備においては1日当たり11件の受入数を12件にすることで、2025年頃までは火葬需要に対応することは可能ではあるけれども、それ以降は増加する火葬需要に対応できなくなり、周辺の火葬場の受入れも難しいことから、ハード面の検討を行っております。

その結果、想定されているのは3つの整備手法が示されました。1つ目は大規模改修案で、事業期間は約5.5年、整備事業費は約10億円で、事業の内容は問題ないけれども、2046年には建物寿命が来てしまい結局建て替えになってしまうので、評価としてはバツでした。2つ目は移転新築案で、事業期間は用地選定期間に加えてから約7.5年で、整備事業費は26億4,000万円に加えて新しい場所を選定する時間、都市計画法による地域住民との調整期間、さらには用地取得費がかかることから、評価としては三角でした。そして、3つ目は現地建て替え案で、事業期間は約7年、整備事業費は26億4,000万円の評価としては丸でした。以上のことから、2025年には火葬需要が逼迫してしまう想定が出ている中で、現地建て替え案を選択したとしても、既にタイミングとしては来年度に事業スタートしても、火葬需要には追いつかないという状況にある中、なぜ今まで建て替えの判断ができていなかったのか疑問には思いますけれども、早期に建て替えの決断をし、施設整備計画の策定に取り組まなければなりません。

そこで、管理者、副管理者、3名の考えをお伺いしたいので、それぞれのご見解をお伺いいたします。

○議長（内田健次議員） 答弁願います。

新井管理者

○管理者（新井重治君） ご答弁申し上げます。

広域飯能斎場のあり方につきましては、当斎場の経年劣化や社会情勢の変化により葬儀の形が多様化している中で、今後の当斎場のあり方について検討を始めており、令和元年度に広域飯能斎場のあり方検討に係る調査委託を行い、報告書を作成したところでございます。

令和2年度におきましては、その報告書を基にさらに検討を行い、報告書を作成したところでございます。この報告書では、現施設の課題に対する対応策等について、ソフト面、ハード面の両面からの対策が提案されており、ハード面では大規模改修案、現地建て替え案、移転新築案等が示されているところであります。それぞれの案につきましては、一定の評価がされておりますが、それぞれ課題もあるわけでございます。

報告書でございますが、これまでの検討状況を踏まえ、様々な観点から施設のあり方についてさらに検討を深めていく必要があるとされており、現時点では整備手法については決まっていない状況であります。整備手法につきましては、今後組合内での合意形成、各構成市との合意形成を図りながら、整備手法につきまして決めてまいりたいと考えておりますので、何とぞご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（内田健次議員） 答弁願います。

小谷野副管理者

○副管理者（小谷野 剛君） お答え申し上げます。

施設の整備方法につきましては、ただいまご答弁のありました管理者と同様な意見を、考え方を持っております。施設整備に関することにつきましては、組合、そして組合構成3市との合意形成を図ることが最も重要であると考えておりますので、そうした共通認識の下、協議を重ね、整備手法を決定する必要があると考えております。

以上であります。

○議長（内田健次議員） 答弁願います。

谷ヶ崎副管理者

○副管理者（谷ヶ崎照雄君） お答えします。

施設の建て替えにつきましては、新井管理者、小谷野副管理者のご答弁と同様な考えであります。現在、広域飯能斎場のあり方について、ご存じのとおり検討している状況でありまして、整備手法はまだ決まっていない状況です。私も、今後検討を重ね、組合、そして組合構成3市との合意形成

を図ることが最も重要だというふうに考えております。

以上です。

○議長（内田健次議員） 答弁は以上です。

野口議員

○1番（野口和彦議員） どうもありがとうございました。管理者、副管理者ともに3市とも、これは建て替えしなければいけないという共通認識であるということでもございました。これは本当に、先ほども申し上げましたけれども、今始めたとしても、もう期限間に合っていない状況でありますので、この辺は早期に決める必要があると指摘をさせていただきます。

では、続きまして（2）、運営についてですけれども、広域飯能斎場のあり方検討に係る支援業務委託報告書では、施設整備に向けて現在新型コロナウイルス感染症による火葬への影響が各地で見られ、感染遺体の取扱いや火葬スケジュールの調整、会葬者の3密回避などの配慮を含め、運営面での感染症対策が求められることが指摘されております。また、政府は2050年にカーボンニュートラルにする政策を打ち出していることから、脱炭素燃料の使用などの環境対策が求められることも指摘しております。

また、ソフト面では超高齢化社会の状況下でありまして、故人の高齢化による会葬者への減少や経済的な問題から、葬儀の簡素化や小規模化が進んでいることや、家族の葬儀は家族葬の希望が多くて、そして世帯数の核家族化や生涯未婚率などの状況から直葬なども増えてきており、葬儀の小規模化は明白であり、多様なニーズに対応できる運営の工夫が必要であるということも指摘されております。また、近年では葬儀に対する考えが多様化しており、コロナ禍で変化したオンライン葬儀、そして樹木葬や海洋葬などの自然葬、音楽葬や生前葬、さらには宇宙空間へ散骨する宇宙葬など、時代の変化に伴い様々であります。そのため、これからの運営に当たり時代の変化に伴った対応も必要であると考えます。しかしながら、葬祭場は民間葬祭業者と競合する部分でもあり、施設整備及び維持管理費を多様なニーズに応えながら捻出するのは難しいことであり、現状の職員体制では経験値としても難しいことも考えられます。

そこで、時代のニーズを読み取り、新しい運営方針を決める必要があると考えます。また、PFI、DBO、コンセッション、指定管理者制度など、民間の力も借りて運営方針を固める必要もあると考えます。ついでに申し上げますと、近隣市では火葬費が無料な地域がありますが、ここでは有料でございます。その辺も含み、今後の運営についても見直しが必要と考えますが、先ほどと同じように管理者、副管理者、3名のお考えをお伺いしたいので、よろしくお願いいたします。

○議長（内田健次議員） 答弁願います。

新井管理者

○管理者（新井重治君） ご答弁申し上げます。

運営についてのおただしでございます。斎場の運営につきましては、施設整備の検討が進む中で、

その運営方法についても検討が必要になるのではないかと考えているところであります。社会状況の変化に伴い、利用者の多様なニーズに対応できる施設運営が求められていると認識をしているところであります。さらに、新型コロナウイルス感染症など感染症の流行時の対応や環境に配慮した施設管理など、施設運営に関する課題に取り組む必要があると考えております。

このように、運営に関する多くの課題につきましては、おただしのとおりPFI、DBO、指定管理者制度など、民間の力を借りて運営する方法もありますので、施設整備の方向性を検討する中で、運営につきましても十分な検討が必要であると考えております。

答弁は以上でございます。

○議長（内田健次議員） 答弁願います。

小谷野副管理者

○副管理者（小谷野 剛君） お答えいたします。

運営につきましてのご質問でございますが、ただいま新井管理者のご答弁と同様の考え方でございます。ただいまご質問にありましたとおり、社会状況が急速に変化をしておりますし、また運営方法についても今例示されましたとおり、いろんな方法がございますし、これからもまた新たな運営方法等も出てくるやに考えてございます。そうした状況を、今後長期にわたる運営でございますので、施設整備の方向性、そしてこの運営の在り方、そういったことを十分検討した上で、私は最終的に決定すべきものであろうというふうに考えております。

以上であります。

○議長（内田健次議員） 答弁願います。

谷ヶ崎副管理者

○副管理者（谷ヶ崎照雄君） お答えいたします。

先ほどの新井管理者、小谷野副管理者のご答弁したものと同様に私も考えているところであります。斎場運営についてでありますけれども、野口議員がおっしゃったとおり様々なニーズがありまして、やはり斎場設置者としてこれらに応えていく義務があるのだらうと思います。今後十分な検討が、私も必要だというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（内田健次議員） 答弁は以上です。

野口議員

○1番（野口和彦議員） ご答弁ありがとうございました。

運営に関しても同様に、3市ともしっかり考えていかなければならないと、また多様な面も理解した上でしっかり考えていくというお言葉いただきました。こちら先ほどと同様なのですが、本当に早くやらないとこれ駄目なのです。ぜひ、多分現状の職員さんでは答え出すのは難しいと私は考えていまして、管理者、副管理者、これは本当に力を合わせていただいて、3市が協力し

て、また新しいプロジェクトチームをつくってもいいと思うのです。そういった形で早期に決めていく必要があると思いますので、ぜひこちらも早期にすべきと指摘をさせていただきます。

そして最後、(3)の駐車場の増設についてですけれども、組合斎場の出口のところ、道路に出るところなのですけれども、日高に通じる国道の整備によって、ちょっと一部空き地というのですか、土地が空いてあります。あそこに関しては目の前ですので、ぜひ国がお持ちの土地だと思うので、早期に駐車場を整備して利用するというのは、非常に今としては便利なのかなと思うのですけれども、こちらについてご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（内田健次議員） 答弁願います。

嶋田事務局長

○事務局長（嶋田一幸君） ご答弁申し上げます。

当斎場入り口付近の国道299号の用地であったところではないかと認識しておりますが、飯能県土整備事務所に問合せをし、この用地が今後どのようなになるのか、その見通しについて伺いました。また、仮に見通しが立っていない場合は、その間借用することが可能なのかも併せて伺ったところでございます。その回答はまだいただいておりますが、当斎場の駐車場として活用できるか検討しているところでございます。

答弁は以上でございます。

○議長（内田健次議員） 答弁は以上です。

野口議員

○1番（野口和彦議員） 分かりました。まず確認していただいて、使えるものであれば、ぜひ駐車場として整備進めていただければというふうに思います。

そして、また最後になりますけれども、これからの広域斎場組合の在り方なのですけれども、多死時代に入っている状況でありますので、本当に工夫が必要だと思うのです。私特に考えているのは、本当に近所の場所でイメージしているのですけれども、私が住んでいる地域は美杉台ということで、集合住宅地で一気に建物が建った地域なのですけれども、そこは皆さん一斉に住まわれたので、近所の方が一斉に高齢化されているのです。そういう状況の中で、俺たちこれから葬儀何回出ればいいんだいという話にもなっているのです。そうすると、いろんな面でご負担が考えられるのかなというふうに考えているのです。その中で、やっぱり地域で出ている声というのは、生前葬でみんなが元気なうちに顔を合わせて、最期は簡素に会おうよという、こんな話もあったのです。ぜひこういった地域の声というのも、我々議員は皆さんそれぞれの地域で活動しておりますので、そういった生の声も拾っていただきながら、とにかく早期に建て替え、そして運営の面、ご決断いただくことを真摯にお願い申し上げまして、私の一般質問を終了させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（内田健次議員） 以上で野口議員の一般質問を終わります。

(金子敏江議員)

質 問 事 項	質 問 要 旨
1 施設使用料について	(1) 施設使用料の組合内、組合外の考え方の見直しについて ①利用者の経済的な負担軽減を図る観点から、組合内利用者の対象を葬儀を行う喪主の住所地とする対象拡大を検討できないか
2 施設の軽微な修繕について	(1) 通夜室入口の靴箱周辺の安全なスペースと動線の確保について

○議長(内田健次議員) 次に、3番、金子敏江議員

○3番(金子敏江議員) 3番の飯能選出の金子敏江でございます。一般質問の通告をさせていただきましたので、今回2点初めてですけれども、通告をさせていただきました。順序を追って質問させていただきますと思います。

最初に、施設利用についてということで、施設利用料の組合内、組合外の考え方の見直しについて、そして質問の趣旨ですけれども、利用者の経済的な負担軽減を図る観点から、組合内利用者の対象を葬儀を行う喪主の住所地を加えて対象拡大を検討していただけないかということです。

先ほどの決算審査の使用料の質疑のところで、組合外の方の料金を払った方が153件あるということでありました。その中で、喪主の方の住所が組合内の方がどのくらいいらっしゃるのかという質疑をさせていただきましたけれども、把握はしていないけれども、今後注意を払っていききたいとの答弁でありました。実はこのような質問をするに至ったのは、最近ですけれども、近所の方から相談があったわけなのです。その近所の方をAさんというふうにしますと、そのAさんから見ると叔母に当たる人、母親の妹さんです。その叔母に当たる人の葬儀の心配をしていました。現在その叔母に当たる人は、入間市の病院に入院しています。でも、病状はあまりよくありません。その叔母の方の住所は都内にあります。夫も亡くなり子供がいないので、その方にしてみればめいっ子に当たるAさんが何よりも頼りだということになっているわけです。そういうところで、火葬の使用料の関係で尋ねられました。飯能の規定はこうであるというふうなことで、組合内に亡くなった方の住所地があれば火葬の場合ですと5,000円、組合外になると、亡くなった方の住所地があくまでも基本になっているわけですけれども、そうすると6万円になってしまうと、そんなに高いのというふうに言っておりました。このAさんというご夫婦は、自宅で食堂を営みながら真面目に働き、税金は飯能市に納めてきた方です。何で私が葬儀を出すのに組合内の料金でできないのかと、何とも釈然としない話だと、このようにおっしゃっておりました。

そこで、埼玉県内の状況を調べてみたわけなのです。公営の斎場が、あるいは火葬場が合わせて22か所あります。そのうち、組合内料金の対象に亡くなられた方の住所のほかに喪主の方、あるい

は申請をした方、喪主の方の住所が組合内にある場合は低料金でできますよとしている団体が7事業所あります。7事業所を言いますと、行田市斎場、県央みずほ斎場、越谷市斎場、三郷市斎場、深丘園、秩父市斎場、川口市めぐりの森となっています。そのほかにも、所沢市の斎場では他市の施設で入所していて亡くなられた場合は、住所地をそちらの施設に移してしまうわけですが、ただ、もともとの所沢市で葬儀がしたいという場合は、その所沢市内の安い料金で対応しますよというふうにしています。また、羽生市の斎場、児玉郡市広域市町村圏組合立斎場、この2つのところは使い分けをしまして、火葬についてはあくまでも本人の住所地だと、葬儀については喪主の方の住所地がこちらにあれば、そういうふうに分けて軽減しているわけです。こういうふうに、亡くなった方の住所と併せて喪主の方の住所も対象にして広げているところが7事業所あるわけです。そのほかにも、今3つの事業所言いましたけれども、それぞれの軽減措置という方向で考えていらっしゃるわけです。そんなことで、飯能市でもぜひこうした対応をしていただきたい。喪主の方を対象にして、低料金で使える方の対象をぐっと広げていただきたいという概要です。実際にやっている行田市の斎場と秩父市の斎場に、電話だったのですが、お話を伺いました。そうしましたら、ほとんどの方はただでしていますよということなのです。いろいろ事情がある方は組合外の料金でやっておりますけれども、大体の方は対象となってカバーできているということでありました。

そして、今回の決算の状況見ますと、大体1,000万くらいの返還金が出ているわけです。組合外が百五十何件でしたかというふうになっていまして、例えば火葬だけで考えてやったとしても、これが100件あったとしても返還金の範囲内で十分対応できるわけです。住民福祉に生かされるわけです。今、葬儀も家族葬が多くなって、直葬の方もいらっしゃるというようなことで、本当に厳しい状況です。葬儀にお金をかけられないというような本当に厳しい状況になっています。特に喪主となる若い世代の方の生活の基盤が揺らいでいると、こういう時代になっていますから、斎場の料金体系を対象を広げて、住民福祉の向上のためにぜひ改善をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（内田健次議員） 答弁願います。

嶋田事務局長

○事務局長（嶋田一幸君） ご答弁申し上げます。

使用料につきましては、広域飯能斎場組合広域飯能斎場の設置及び管理条例により定めておりますが、満12歳以上の組合市の住民は死体の火葬1体につき5,000円、組合市以外の住民は1体につき6万円となっております。

議員おただしの亡くなった方の住所地が組合市以外であっても、火葬許可申請書または喪主の住所地が組合市であれば、組合市住民と同様の火葬使用料とするよう見直しができないかということでございますけれども、使用料の考え方としては条例で定めているとおり、亡くなった方の住所地

で使用料を区別したいというふうには現在のところ考えております。

以上でございます。

○議長（内田健次議員） 答弁は以上です。

金子議員

○3番（金子敏江議員） ただいまの答弁、今までの考え方でいくということでありました。

一般質問の中でも、議案の質疑の中でも、非常にコロナの感染の拡大によって、市民生活に影響が出ています。大変苦しくなっています。そういうことが管理者の皆さんからも、こどもも答弁がございました。この使用料についても全く同じことだと思うのです。そういう意味で、現状の考えを変えるつもりはないということではなくて、既に県内の7事業所がこうした対象拡大をすることで動いているわけですから、そのほかに3つの事業所が何らかの軽減をしていこうということをやっているわけなのです。ですから、そういうことを踏まえても、このまま考えを変えるつもりはないということではなくて、先ほど議案の質疑の中でも、今後よく注視をしていきたいというふうに答弁がありました。ぜひその注視をして中身を見ていただいて、一人でも多くの方が、喪主の方が飯能市に住んでいるわけですから、それは対象拡大をしていただきたいと、管理者どうでしょうか。

○議長（内田健次議員） 答弁願います。

新井管理者

○管理者（新井重治君） ご答弁申し上げます。

議員おただしのとおり、他の斎場の中には亡くなった方の住所地が組合市以外であっても、火葬許可申請者等の方の住所地が組合市であれば、組合市の住所と同様の火葬使用料としている斎場もあることは承知しているところであります。

使用料は、当組合を運営する上で必要となる収入源の一部でもありますので、使用料収入の確保と住民サービスの向上の両方を考慮する必要があると考えております。そこで、今後の組合市の住民の死亡者数の推移も考慮し、組合内、組合外の使用料の考え方の見直しについては、今後研究をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（内田健次議員） 金子議員

○3番（金子敏江議員） 管理者からは、今後の使用料の在り方について研究していきたいというふうな答弁をいただいたわけですが、使用料というのは、各構成市からの負担金と、それから使用料で賄っているわけです。それはもちろん承知していますけれども、今の会計見ても返還金が出ています。例えば火葬だけ取ってみますと、もし100件の方が対象拡大によって軽減されたとしても、この返還金の中で十分対応できるわけですから、それはぜひ検討していただいて、なるべく早く実施をしていただきたいということを要望させていただきます。

2つ目なのですが、施設の軽微な修繕についてです。これは、通夜室の入り口の両側に下駄箱といいますか、靴箱があるのですが、その周辺の安全なスペースと動線の確保について

ということになります。これ、先日斎場へ行きまして、職員の方と細かく現地を見て、ここが改善できたらいいねというようなお話もさせていただいたわけです。入り口の両側に靴箱があるのですけれども、通夜室が大変きれいになって、畳も変えて、立食でテーブルと椅子という形になって、非常にリニューアルしてきれいになったわけですが、土足で入るわけにはいけません。それで、一旦そこで履き物を脱ぎ履きしなければならない、その脱ぎ履きをするところのスペースがないわけです。見ていますと、結構多くの方はよろけています、バランス崩して。だから、そこでしっかりしたスペースが必要かなということと、そして小上がりがありますけれども、小上がりの幅は非常に狭いです。そこを動線の関係ですけれども、真っすぐ突き抜けるように通夜室のほうに入れば安全確保ができると思うのですけれども、その辺のところをぜひ修繕方をお願いしたいという要望ですけれども、いかがでしょうか。

○議長（内田健次議員） 答弁願います。

嶋田事務局長

○事務局長（嶋田一幸君） ご答弁申し上げます。

通夜室につきましては、履き物を脱いでご利用いただく施設でございます。靴箱は、通夜室出入口左右に設置されております。靴箱周辺の現状は限られたスペースであるため、履き物を脱いだり履いたりする際に、利用者同士が譲り合うことが生じる場合があります。

議員おただしのとおり、利用者に配慮した靴箱周辺の安全なスペースと動線確保については検討していきたいと考えております。

答弁は以上です。

○議長（内田健次議員） 答弁は以上です。

金子議員

○3番（金子敏江議員） ありがとうございます。実際に現地も見てお話もしてきたわけなのですが、本当に軽微な修繕でできると思いますので、ぜひなるべく早く、まだ今のところ通夜室を使うということがあまりないかもしれませんが、修繕だけは早くやっていただけたらと思います。

以上、この点要望させていただきまして一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（内田健次議員） 以上で金子議員の一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終了いたします。

以上で本定例会の議事は全部終了いたしました。

◎管理者あいさつ

○議長（内田健次議員） 管理者からあいさつのため発言を求められておりますので、許可いたします。

新井管理者

○管理者（新井重治君） 議長のお許しをいただきましたので、閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました案件は、議案2件、認定1件でございました。慎重なるご審議をいただき、原案のとおりご同意、ご議決、ご認定を賜りまして、誠にありがとうございました。

今後とも、組合運営につきましては鋭意努力していく所存でございますので、なお一層のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ここに、令和3年第3回広域飯能斎場組合議会定例会の閉会に当たりまして、議員皆様のご健勝とご活躍を心からご祈念申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（内田健次議員） これをもちまして令和3年第3回広域飯能斎場組合議会定例会を閉会いたします。

（午前11時44分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 内 田 健 次

署 名 議 員 金 子 敏 江

署 名 議 員 内 藤 光 雄

署 名 議 員 齋 藤 忠 芳

処 理 結 果

処 理 結 果

番 号	件 名	議決番号	結 果
議案第 4 号	公平委員会委員の選任について	第 4 号	同 意 (全員)
議案第 5 号	令和 3 年度広域飯能斎場組合一般会計補正予算 (第 1 号)	第 5 号	原案可決 (全員)
認定第 1 号	令和 2 年度広域飯能斎場組合一般会計歳入歳出決算の認定について	第 6 号	認 定 (全員)